

令和4年5月 井手町

5月臨時会会議録

井手町議会

令和4年5月井手町議会臨時会会議録目次

第 1 号（5月2日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
仮議席の指定	8
議長の選挙	8
議席の指定	1 1
会議録署名議員の指名	1 1
会期の決定	1 1
副議長の選挙	1 2
議会運営委員会委員の選任について	1 4
常任委員会委員の選任について	1 4
議会広報編集委員会委員の選任について	1 5
発議第 2 号 交通対策特別委員会設置に関する決議	1 5
発議第 3 号 議会活性化特別委員会設置に関する決議	1 6
城南衛生管理組合議会議員の選挙	1 7
京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	1 8
京都地方税機構議会議員の選挙	2 0
議案第 2 3 号 井手町監査委員選任につき同意を求める件	2 1
報告第 1 号 専決処分の報告について	2 2
報告第 2 号 専決処分の報告について	2 8
報告第 3 号 専決処分の報告について	3 1
報告第 4 号 専決処分の報告について	3 3
報告第 5 号 専決処分の報告について	4 0
報告第 6 号 専決処分の報告について	4 3
閉会中の継続調査の申出について	4 4
閉会	4 4

署名議員	4 5
------	-----

第 1 号（令和 4 年 5 月 2 日）

会 議 録

臨 時 会

（開会）

令和4年5月井手町議会（臨時会）会議録（第1号）

招集年月日

令和4年5月2日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年5月2日午前10時00分 臨時議長 木村武壽

閉会 令和4年5月2日午後 2時45分 議長 西島寛道

応招議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	脇本	尚憲	10番	木村	武壽
----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	林田	夕加

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	汐見	明男	副町	長	島田	智雄
---	---	----	----	----	---	----	----

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
理 事 中島 一也
学校 教育 課 長 ・ 高江 裕之
自然休養村管理センター館長兼務
税 務 課 長 乾 浩朗
高 齢 福 祉 課 長 坂井幸一郎
保健センター所長 ・ 畑中 博之
地域包括支援センター所長兼務
上 下 水 道 課 長 仁木 崇
いづみ人権交流センター所長 ・ 平間 克則
いづみ児童館長兼務
学校給食センター所長 奥山 英高

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健司
理事兼会計管理者事務取扱 木村 恵理
企 画 財 政 課 長 寺井 佳孝
会 計 課 長 岩村 恭子
保 健 医 療 課 長 中谷 誠
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭
同和 ・ 人権政策課長 西島 豊広
社 会 教 育 課 長 ・ 中坊 玲子
山吹ふれあいセンター所長 ・ 図書館長兼務

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和4年5月井手町議会臨時会

議事日程〔第1号〕

令和4年5月2日（月）午前10時開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙

追加議事日程〔第1号の追加1〕

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長選挙
- 第5 議会運営委員会委員の選任について
- 第6 常任委員会委員の選任について
- 第7 議会広報編集委員会委員の選任について
- 第8 発議第2号 交通対策特別委員会設置に関する決議
- 第9 発議第3号 議会活性化特別委員会設置に関する決議
- 第10 城南衛生管理組合議会議員選挙
- 第11 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 第12 京都地方税機構議会議員選挙
- 第13 議案第23号 井手町監査委員選任につき同意を求める件
- 第14 報告第1号 専決処分の報告について
- 第15 報告第2号 専決処分の報告について
- 第16 報告第3号 専決処分の報告について
- 第17 報告第4号 専決処分の報告について
- 第18 報告第5号 専決処分の報告について
- 第19 報告第6号 専決処分の報告について

追加議事日程〔第1号の追加2〕

- 第20 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議会事務局長（森田 肇） 皆様、おはようございます。議会事務局長の森田 肇でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長等役員の構成がまだでございますので、本日の臨時会が開催されるまでの間、私の方で進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、町長からご挨拶をお受けいたしたいと思います。汐見町長、よろしくお願いいたします。

町長（汐見明男） おはようございます。本日ここに、新しく選出された議員各位をお迎えして、謹んで挨拶を申し上げる機会を得ましたことは、私の最も光栄とするところであります。

議員各位には、このたびの町議会議員選挙において、めでたくご当選の榮譽を受けられ、本日ここに議会を開会する運びとなりましたことは、町政推進に当たり、誠にご同慶に堪えない次第であります。

さて、我が国の地方自治制度が確立して75年となりました。この間、地方分権の推進や住民福祉向上のための諸制度が整備、充実されるとともに、町議会先輩各位のたゆまぬご努力により町政の堅実なる発展を見ておりますが、今日の地方自治体を取り巻く環境は、急速に進行する人口減少や少子・高齢化問題、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策、頻発する自然災害への対応、また社会保障関係費や借入金の増加による国、地方を通じた危機的な財政状況など、非常に厳しく、しかも難しいものがあります。さらに情報化、国際化などによって住民要望も多種多様化し、行政の果たすべき役割は以前にも増して大きくなってきております。

幸い、経験豊かな議員各位をお迎えできましたことは、各般の事業遂行上、非常に力強さを覚え、誠に頼もしく感激に堪えません。私といたしましても、本町発展のため、今後とも渾身の努力を重ねる所存でありますので、議員各位には、町政進展のため格別のご指導、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

なお、引き続きご当選の各位には、既に本町における令和4年度の行財政各般につきまして、去る3月の定例町議会で私から具体的内容についてご説明申し上げ、ご議決を頂いておりますので、説明を省略させていただきます。

また、新しくご当選されました方々には、本日、当初予算書等関係資料をお渡しいたしておりますので、十分ご熟読いただきまして、ご理解を賜りたいと思います。

後になりましたが、議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍されますよう心よりお祈りいたしますとともに、本臨時会に提案いたしております同意案件1件、専決処分の報告6件、計7件の案件の内容につきまして、後ほど各担当より説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議会事務局長（森田 肇） 続きまして、行政側から出席いただいております理事者並びに職員の紹介を島田副町長からお願いいたします。

副町長（島田智雄） それでは、私の方から行政側の出席者の紹介をさせていただきます。

中田邦和教育長でございます。

教育長（中田邦和） 中田でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 西垣義郎参与でございます。

参与（西垣義郎） 西垣でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 続きまして、理事級の紹介をさせていただきます。

理事兼総務課長事務取扱の脇本和弘でございます。

理事（脇本和弘） 脇本でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、理事兼地域創生推進室長事務取扱の山本勇人でございます。

理事（山本勇人） 山本でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、理事兼住民福祉課長事務取扱の花木秀章でございます。

理事（花木秀章） 花木でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、理事兼建設課長事務取扱の柳原健司でございます。

理事（柳原健司） 柳原でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、理事で上下水道担当の中島一也でございます。

理事（中島一也） 中島でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、理事兼会計管理者事務取扱の木村恵理ござい

ます。

理事（木村恵理） 木村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 続きまして、課長級の紹介をさせていただきます。席替えをいたしますので、少しお待ちください。

改めまして、課長級の紹介をさせていただきます。

企画財政課長の寺井佳孝でございます。

企画財政課長（寺井佳孝） 寺井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、税務課長の乾 浩朗でございます。

税務課長（乾 浩朗） 乾でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、同和・人権政策課長の西島豊広でございます。

同和・人権政策課長（西島豊広） 西島です。よろしくお願ひします。

副町長（島田智雄） 次に、いづみ人権交流センター所長・いづみ児童館長兼務の平間克則でございます。

いづみ人権交流センター所長（平間克則） 平間でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、高齢福祉課長の坂井幸一郎でございます。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 坂井でございます。よろしくお願ひします。

副町長（島田智雄） 次に、保健センター所長・地域包括支援センター所長兼務の畑中博之でございます。

保健センター所長（畑中博之） 畑中でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、保健医療課長の中谷 誠でございます。

保健医療課長（中谷 誠） 中谷でございます。よろしくお願ひします。

副町長（島田智雄） 次に、産業環境課長の菱本嘉昭でございます。

産業環境課長（菱本嘉昭） 菱本でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、上下水道課長の仁木 崇でございます。

上下水道課長（仁木 崇） 仁木でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、会計課長の岩村恭子でございます。

会計課長（岩村恭子） 岩村でございます。よろしくお願ひいたします。

副町長（島田智雄） 次に、学校教育課長・自然休養村管理センター館長兼

務の高江裕之でございます。

学校教育課長（高江裕之） 高江でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 次に、社会教育課長・山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務の中坊玲子でございます。

社会教育課長（中坊玲子） 中坊でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 次に、学校給食センター所長の奥山英高でございます。

学校給食センター所長（奥山英高） 奥山でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 最後に私、副町長の島田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。

議会事務局長（森田 肇） それでは、引き続きまして、議会事務局の職員
の紹介をさせていただきます。

議会書記の梶田篤志でございます。

議会書記（梶田篤志） 梶田でございます。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（森田 肇） 同じく辻井祐介でございます。

議会書記（辻井祐介） 辻井でございます。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（森田 肇） 同じく林田夕加でございます。

議会書記（林田夕加） 林田でございます。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（森田 肇） どうかよろしくお願いいたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。

それでは、一般選挙後の最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の木村武壽議員をご紹介いたします。

木村武壽議員、議長席の方へお願いいたします。

臨時議長（木村武壽） おはようございます。ただいま紹介されました木村武壽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日招集されました令和4年5月臨時会において、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行うこととなりました。議長選挙までの限られた間ではありますが、議員各位のご協力によりまして、無事責任を果たしたいと存じます。何とぞ格段のご協力を頂きますようお願いいたします。

て、挨拶といたします。

ここで、当選されました議員の紹介を事務局よりお願いします。

議会事務局長（森田 肇） 当選議員のご紹介をさせていただきます。

ただいま臨時議長をお願いしております、木村武壽議員でございます。

臨時議長（木村武壽） 木村武壽でございます。

議会事務局長（森田 肇） 谷田みさお議員でございます。

9 番（谷田みさお） 谷田みさおです。

議会事務局長（森田 肇） 岡田久雄議員でございます。

8 番（岡田久雄） 岡田久雄です。よろしくをお願いします。

議会事務局長（森田 肇） 西島寛道議員でございます。

7 番（西島寛道） 西島です。どうぞよろしくお願いたします。

議会事務局長（森田 肇） 谷田利一議員でございます。

6 番（谷田利一） 谷田利一です。よろしくをお願いします。

議会事務局長（森田 肇） 脇本尚憲議員でございます。

5 番（脇本尚憲） 脇本尚憲です。よろしくをお願いします。

議会事務局長（森田 肇） 奥田俊夫議員でございます。

4 番（奥田俊夫） 奥田俊夫でございます。よろしくをお願いします。

議会事務局長（森田 肇） 田中保美議員でございます。

3 番（田中保美） 田中保美です。よろしくお願いたします。

議会事務局長（森田 肇） 小割直彦議員でございます。

2 番（小割直彦） 小割直彦です。どうぞよろしくをお願いします。

議会事務局長（森田 肇） 鎌田隆宏議員でございます。

1 番（鎌田隆宏） 鎌田隆宏です。よろしくをお願いします。

議会事務局長（森田 肇） 以上で紹介を終わらせていただきます。

臨時議長（木村武壽） どうもありがとうございました。

これから令和 4 年 5 月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第 2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

臨時議長（木村武壽）　　ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に奥田俊夫議員及び谷田みさお議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

臨時議長（木村武壽）　　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（木村武壽）　　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

臨時議長（木村武壽）　　異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（森田　肇）　　それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、鎌田隆宏議員。

2番、小割直彦議員。

3番、田中保美議員。

4番、奥田俊夫議員。

5番、脇本尚憲議員。

6番、谷田利一議員。

7番、西島寛道議員。

8番、岡田久雄議員。

9番、谷田みさお議員。

10番、木村武壽議員。

（投票）

臨時議長（木村武壽）　　投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（木村武壽）　　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

奥田俊夫議員及び谷田みさお議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

臨時議長(木村武壽) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。有効投票のうち、西島寛道議員10票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、西島寛道議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

臨時議長(木村武壽) ただいま議長に当選されました西島寛道議員がおられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました西島寛道議員から挨拶の申出がありますので、これを許可します。

西島寛道議員。

議長(西島寛道) 一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご推挙を頂き、井手町議会議長の要職に再任することは、誠に身に余る光栄であります。

私は、本町議会議員として12年、井手町の発展と住民福祉の向上のため努めてまいりました。ここに皆様方のご推挙を受けましたからには、身を挺してそのご厚情に対し報いる覚悟を新たにしているところであります。

なお、今後の議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら、公正無私を旨とし、言論の府として町議会が円満に運営されますよう、不肖の身ではありますが、誠心誠意努力する所存であります。

また、議員各位におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

次に、理事者の皆様に申し上げます。我々議会といたしましては、多岐にわたる住民のニーズに的確に応えるよう、行政と議会が一体となって、井手町の発展と住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟であります。重ねて皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長(木村武壽) これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

ここで、日程追加の準備をいたします間、暫時休憩いたします。

西島寛道議長、議長席にお着き願います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました議事日程を本日の日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、配付のとおり日程を追加して、議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって指定します。議員の皆さんの氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（森田 肇） 議席番号を朗読いたします。

1番、鎌田隆宏議員。

2番、小割直彦議員。

3番、田中保美議員。

4番、奥田俊夫議員。

5番、脇本尚憲議員。

6番、谷田利一議員。

7番、西島寛道議員。

8番、岡田久雄議員。

9番、谷田みさお議員。

10番、木村武壽議員。

以上であります。

議長（西島寛道） ただいま朗読しましたとおり、議席を指定します。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、脇本尚憲議員、10番、木村武壽議員を指名します。

次に、日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(西島寛道) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に脇本尚憲議員、岡田久雄議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(西島寛道) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(西島寛道) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(森田 肇) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、鎌田隆宏議員。

2番、小割直彦議員。

3番、田中保美議員。

4番、奥田俊夫議員。

5番、脇本尚憲議員。

6番、谷田利一議員。

7番、西島寛道議員。

8番、岡田久雄議員。

9番、谷田みさお議員。

10番、木村武壽議員。

(投票)

議長(西島寛道) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

脇本尚憲議員、岡田久雄議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(西島寛道) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票。有効投票のうち、谷田利一議員9票、谷田みさお議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、谷田利一議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

議長(西島寛道) ただいま副議長に当選されました谷田利一議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました谷田利一議員から挨拶の申出がありますので、これを許可します。

谷田利一議員。

副議長(谷田利一) 一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、議員の皆様のご推挙によりまして、井手町議会の副議長に選ばれましたことは大変光栄でありますとともに、責任の重大さを痛感しているところであります。もとより浅学非才の身ではございますが、議長を補佐し、議会の活性化のため、また町政発展のために努めていく覚悟であります。どうか今後とも皆様のさらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(西島寛道) この際、暫時休憩します。議員の皆さんは休憩中に全員協議会を開催いたしますので、2階委員会室にご参集願います。なお、理事

者三役の方との記念写真及び再開時間につきましては追って連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時47分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、奥田俊夫議員、脇本尚憲議員、谷田利一議員、岡田久雄議員、谷田みさお議員、木村武壽議員、以上6人を議会運営委員会委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に議会運営委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選があり、議会運営委員会の委員長には木村武壽議員、副委員長には岡田久雄議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、鎌田隆宏議員、田中保美議員、脇本尚憲議員、西島寛道議員、岡田久雄議員、以上5人を総務文教常任委員に、小割直彦議員、奥田俊夫議員、谷田利一議員、谷田みさお議員、木村武壽議員、以上5人を産業厚生常任委員にそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に各委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選があり、総務文教常任委員会の委員長には脇本尚憲議員、副委員長には岡田久雄議員、産業厚生常任委員会の委員長には奥田俊夫議員、副委員長には谷田利一議員が就任されましたので、ご報告いたします。

次に、日程第7、議会広報編集委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。議会広報編集委員会委員の選任については、議会広報発行に関する条例第3条第2項の規定により、議員全員を議会広報編集委員会委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、議員全員を議会広報編集委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩します。休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長を互選していただき、議長までご報告願います。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長の互選があり、議会広報編集委員会の委員長には脇本尚憲議員、副委員長には鎌田隆宏議員が就任されましたので、ご報告いたします。

次に、日程第8、発議第2号、交通対策特別委員会設置に関する決議を議題とします。

発議第2号について、提出議員から提案理由の説明を願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。

発議第2号、令和4年5月2日、井手町議会議長西島寛道様。提出者、井手町議会議員木村武壽。交通対策特別委員会設置、上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

1枚めくっていただいて、交通対策特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、交通対策特別委員会を設置するものとする。記といたしまして、1、名称、交通対策特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び井手町議会委員会条例第5条。3、目的、井手町の交通対策の整備促進のため調査・研究を行う。4、委員の定数、5人。5、期間、調査が終了するまでとする。

以上です。

議長（西島寛道） お諮りします。木村武壽議員から提出されました交通対策特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました交通対策特別委員会委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、小割直彦議員、谷田利一議員、岡田久雄議員、谷田みさお議員、木村武壽議員、以上5人を委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました5人の議員を交通対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に交通対策特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には谷田利一議員、副委員長には岡田久雄議員が就任されましたので、ご報告いたします。

次に、日程第9、発議第3号、議会活性化特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

発議第3号について、提出議員から提案理由の説明を願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。

発議第3号、令和4年5月2日、井手町議会議長西島寛道様。提出者、井手町議会議員木村武壽。議会活性化特別委員会設置、上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

1枚めくっていただいて、議会活性化特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会活性化特別委員会を設置するものとする。

記といたしまして、1、名称、議会活性化特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び井手町議会委員会条例第5条。3、目的、地方分権の流れを背景に、議会の果たす役割はますます重要になってきている。このため、議会活性化に取り組み、住民に開かれた議会に向けての方策を調査・研究する。4、委員の定数、10人。5、期間、調査が終了するまでとする。以上です。

議長（西島寛道） お諮りします。木村武壽議員から提出されました議会活性化特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました議会活性化特別委員会委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を議会活性化特別委員会委員に指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を議会活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会活性化特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には谷田利一議員、副委員長には木村武壽議員が就任されましたので、ご報告いたします。

次に、日程第10、城南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

城南衛生管理組合同規約第5条及び第6条の規定により、井手町選出議員は2人となっています。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

城南衛生管理組合議会議員に木村武壽議員、奥田俊夫議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました木村武壽議員、奥田俊夫議員を城南衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました木村武壽議員、奥田俊夫議員が城南衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました木村武壽議員、奥田俊夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

次に、日程第11、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

京都府後期高齢者医療広域連合同規約第8条の規定によって、井手町選出議員は1人となっています。

お諮りします。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(西島寛道) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に谷田利一議員、木村武壽議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(西島寛道) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱確認)

議長(西島寛道) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長(森田 肇) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、鎌田隆宏議員。

2番、小割直彦議員。

3番、田中保美議員。

4番、奥田俊夫議員。

5番、脇本尚憲議員。

6番、谷田利一議員。

7番、西島寛道議員。

8番、岡田久雄議員。

9番、谷田みさお議員。

10番、木村武壽議員。

(投票)

議長(西島寛道) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

谷田利一議員、木村武壽議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(西島寛道) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票。有効投票のうち、奥田

俊夫議員 9 票、谷田みさお議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2. 5 票です。したがって、奥田俊夫議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

議長 (西島寛道) ただいま京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました奥田俊夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、日程第 1 2、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

京都地方税機構規約第 8 条の規定により、井手町選出議員は 1 人となっています。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

京都地方税機構議会議員に脇本尚憲議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました脇本尚憲議員を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました脇本尚憲議員が京都地方税機構議会議員に当選されました。

ただいま当選されました脇本尚憲議員が議場におられますので、本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定による告知をいたします。

この際、暫時休憩します。午後 1 時 3 0 分まで。

休憩 午前 1 0 時 5 8 分

再開 午後 1 時 3 0 分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第13、議案第23号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、岡田久雄議員の退場を求めます。

（岡田久雄議員退場）

議長（西島寛道） 提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第23号、井手町監査委員選任につき同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、岡田久雄氏（満72歳）。なお、任期であります。議選の監査委員につきましては、議員の任期であります令和8年4月28日までであります。委員は2名でございます。他の委員は小川均氏でございます。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから議案第23号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第23号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第23号、井手町監査委員選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

岡田久雄議員の入場を許します。

（岡田久雄議員入場）

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時36分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

なお、先ほど決定しました議会構成については、お手元のとおりです。

日程第 1 4、報告第 1 号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) それでは、報告第 1 号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1 枚めくっていただきまして、専決処分書であります。井手町税条例の一部を改正する条例制定の件。井手町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。上記のことについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が令和 4 年 3 月 3 1 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、令和 4 年 3 月 3 1 日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、3 ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。例規ページ数 1 7 8 5 ページ、第 4 7 条、法人の町民税の申告納付の規定でありまして、地方税法等の改正に伴い、運用条文の項を改める条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数 1 8 0 4 ページ、第 7 2 条の 2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料の規定でありまして、法改正に伴い、DV 被害者等の固定資産課税台帳におきましては、記載されている住所を削除するなどの処置を講じることができることと規定されたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 8 0 4 ページ、第 7 2 条の 3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の規定でありまして、法改正に伴い、先ほどの第 7 2 条の 2 の改正と同様の規定を追加する条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 8 2 8 ページ、附則第 1 0 条の 2、法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合の規定でありまして、法改正に伴い、第

2項に規定する割合を変更するとともに、第3項から第24項における条文の項を改め、7ページをお開きください、今回、第25項に新たに法附則第15条第44項の規定を追加し、これに伴い、「旧」の第25項から第26項までをそれぞれ1項ずつ繰り下げるものでありまして、地方税法附則第15条の改正内容に基づき、本条に定める固定資産税の課税標準の特例措置の規定を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1829ページ、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でありまして、地方税法等の改正内容に合わせ、文言を修正する条文の整備であります。

8ページをお開きください。

次に、例規ページ数1833ページ、附則第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でありまして、法改正によりまして、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、商業地等に係る課税標準額の上限幅を、現行、評価額の5%のところ、令和4年度に限り2.5%とされたことに伴う条文の整備であります。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は令和4年4月1日から施行する。

次に第2条、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ページ数で4ページから7ページまで、固定資産税の特例の項目、本町で特例的に減額するという率があるんですけども、一番最初、まず第2項のところで、4分の3であったものを5分の4という割引の率に変更するわけですけど、これはどういうものに対する課税なのか。そして、これが4分の3から5分の4ということは、率的には少し、割引する額が5分の4になるんですから減額になるということですね。なぜそのよう

に変更をするのか、理由をお願いします。

それと、第10条の2のわがまち特例が定められているもののうち、井手町で実際に存在するもの、これが適用されている例があるものについて、どういう設備に対してこういう割合で課税しているのかということをお願いします。

次に、7ページの最後の第25項ですけど、これは新設ですけども、これはどういうものに対する課税で、なぜ4分の3ということに定めたのか、お尋ねをします。

次に8ページ、9ページですけども、令和3年から5年の固定資産税の特例ということで、もう少し詳しく説明をしていただきたいんですけども、固定資産税、土地の評価によって3年ごとに評価替えがあるわけですね。評価替えしたら、本来は3年間同じ税額でいくと思うんですけども、これに3年間特例が設けられているのはなぜなのか。そして、3年度だけの特例があったものを今回、令和4年度には適用しないということですね。どうしてそうなったのか。

商業地等についての特例もありますけども、本町の場合、この特例が適用になるような場所があるのか。すなわち、これは評価が急激に上がって税額が急上昇することを避けるための激変緩和の措置だったと思うんですけども、井手町の中で土地の評価が急激に上がったと、この適用を受けるといような場所があるのかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問で、附則第10条の2第2項の割合が変更になっているということなんですけども、基本的には地方税法の改正で、その参酌基準というものが改められましたので、それに伴って改正をしているもので、その第2項に規定する施設といいますか、ものにつきましては下水道法に規定される除害施設になりまして、下水道施設の機能を妨げたり損傷したりするおそれのあるものに対して、下水道法に基づき条例により設置が義務づけられる施設、主に酸性またはアルカリ性の排水を中性化する装置であったり、油脂や浮遊物質を除去する装置などのことで、これに対する償却資産の課税標準の特例措置というものが設けられております。

今回の改正によりまして、対象施設が、新たに下水道排水区域となったこ

とによって除害施設の設置義務が生じるものに限定ということで法の規定がちょっと改められまして、具体的には令和4年4月1日以後に供用開始された公共下水道の排水区域において供用開始前から事業を行っている事業者等が下水道を使用するに当たって設置した除害施設というものが対象となるということで、その特例率につきましては、このたびの法改正によりまして、課税標準額を価格に5分の4を参酌して、10分の7以上10分の9以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額ということとされておりました、参酌基準であります5分の4というのを定めているところであります。

課税標準の特例率を参酌基準としている理由といたしましては、附則第10条の2に規定する割合につきましては、これまでから法の参酌基準を採用しておりまして、他の対象資産と割合を異にする理由も特段ないことから、法の参酌基準の割合を定めているものであります。

それと、附則第10条の2で実際わがまち特例を適用しているものがあるのか、存在しているものがあるのかということなんですけども、その第1項に、法附則第15条第2項第1号に規定するもの、いわゆる水質汚濁防止法に規定される汚水または廃油処理施設に対して規定がありまして、これが1件ありまして、それに対する適用を現在行っているところであります。

それと続きまして、今回新たに規定を設けました第25項についてですけども、今回新たに追加いたしました第25項の規定につきましては浸水被害防止・軽減のため特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地に対する軽減措置でありまして、貯留機能保全区域とは、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い侵入した水または雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものでありまして、このたびの地方税法の改正によりまして、この土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が、最初の3年度分に限りまして特例措置が講じられるという規定が設けられましたので、その土地の価格に法の参酌基準である4分の3を乗じた額を課税標準とするという規定を追加したものであります。

続きまして、8ページの附則第12条の令和3年から5年の固定資産税の特例の関係ですけども、基本的には議員おっしゃられたとおり、固定資産税は3年に1回の評価替えということで価格の見直しをするんですけども、そ

の場合、それ以外にも土地が下落しているような状況であったりですとか、本来の価格にまだ到達しないといえますか、急騰したような土地については負担調整措置といまして、段階的に税額を上げていくという措置が講じられております。

今回、令和4年度につきましては、その中の商業地等のいわゆる非住宅用地に関しましては、地方税法の改正によりまして、景気回復に万全を期すために、令和4年度に限りまして、その商業地等に係る負担水準額の上昇幅を、現行の評価額の5%上がるところが半分の2.5%となっております。具体的に申しますと、本来の課税標準額と前年度の課税標準額を比べまして、負担水準が60%未満の土地に限りましては、本来であれば本年度の評価額の5%分を前年度の課税標準に上乘せして課税標準額とするところを、2.5%の分だけを加算した額と改められたことに伴いまして、規定の整備をしたものであります。

井手町で存在する場所があるのかということなんですけども、基本的に土地等の地価が上昇するようなケースにあっては、そういった部分で負担水準が本来の税額よりも達しないような低い部分というのが生じるんですけども、例えば新たに開発されたところ、主に町内でしたら白坂地区辺りが、まだ開発に伴って地価が上昇しておりますので、それがまだ負担水準が低いという状況になっていきますので、ほとんどそこのところが対象という状況になっております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 本来5%上げるところを2.5にとどめるとか、それは分かるんですけど、令和3年度については価格に開きがあって、本来引き上げていかないといけないところでも前年と同額に据え置いたということでしょう。それを何で今年継続しないのかという説明を、国はどう言っているんですか。景気に配慮するというんだったら、コロナ禍の中で住宅地ももちろん、安い商業地なんかで、今年に入って景気がよくなったんですか。そんなことないですよ。それでも2.5%、本則よりは半分にしておきますよとは言いつつ、令和3年だったら特例で前年と同じ、令和2年と同じ額にと

どめますよと言っていたわけですね。それが今回やっぱり引上げになるわけでしょう、対象の地域で言えば。住宅地で、本町で急激に地価が上昇しているようなところはないのかもしれませんが、あれば、それはやっぱり引上げになるわけですね。令和3年度は景気に配慮して同額にしたのに、何で令和4年は引き上げるんですか。そういう部分の説明はどうなっているんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問ですけども、確かに令和3年度はコロナ禍の影響により据置きという措置が取られておりまして、今回4年度につきまして、私の方も詳しく、国の方がどういう経緯で3年度から4年度されているか、こういった4年度の取扱いをされたのかというところは、詳細は把握しておりませんが、今回条例改正をさせていただくに当たりましては、法の規定がそういう形で改められたということに基づいて条文を整備しているということで、その点、ご了承いただきたいと思います。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 反対の立場で討論します。

ただいま議題になっております町税条例の改定であります。新型コロナウイルスの影響で景気の低迷ということが非常に強く今も続いている中で、固定資産税の特例を廃止すると、本則どおりに引き上げるといふ土地が出てくると。やはり本町でも対象になる土地もあるということですから、それはまだまだ配慮が必要な時期が続いていると思われまますので、反対します。

議長(西島寛道) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで討論を終わります。

これから、報告第1号、専決処分報告についてを採決します。

報告第1号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、報告第1号は承認することに決定しました。

次に、日程第15、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) それでは、報告第2号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記といたしまして、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件。井手町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、令和4年3月31日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数1973の3ページ、附則であります。附則第2項から附則第5項までの規定の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、見出しを含み、引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。

次に、今回新たに附則第6項に、法改正に伴い、法附則第15条第44項の条例で定める割合の規定を追加する条文整備であります。

次に、「旧」の附則第6項を附則第7項とし、次のページをお開きください、「旧」の附則第7項の改正につきましては、同項を附則第8項に改めるとともに、法改正により、固定資産税と同様に、土地の負担調整措置における商業地等に係る課税標準の上昇幅を、現行、評価額の5%のところ、令和4年

度に限り2.5%とされたことに伴う条文整備であります。

次に、「旧」の附則第8項から、6ページの「旧」の附則第15項の改正につきましては、法改正に伴い、今回新たに附則第6項を追加したことに伴う附則の項及び引用条文の項をそれぞれ1項ずつ繰り下げる条文の整備であります。

次に、「旧」の附則第16項の改正につきましては、同項を附則第17項に改めるとともに、法改正に伴い、引用条文の項を改める条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。次のページをお開きください。

第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は令和4年4月1日から施行する。

次に第2項、経過措置の規定であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　4ページですけども、宅地等に係る3年度から5年度までの特例についてですけども、固定資産税と同じく、これも急激に税額が上がるようなことを避けるという意味があったと思うんですけども、これも固定資産税と同じように、令和3年度に適用されていた前年と同額にとどめるということもなくすということですか。確認をお願いしたい。

そして、やっぱり都市計画税についても対象の地域があるということでしょうか。

それと、そもそも今、宅地等で、本町で負担水準が低過ぎるといって負担調整していかないといけないようなところがあるんでしょうか。宅地だったらもともとないんじゃないかと思うんですけども、それはどうか。

今後、大きな道路を、国道を造るとか、それから役場の建設等が予定されているわけです。その周辺を宅地化したいという意向をずっと町長もおっしゃっていますけれども、そうなったときに固定資産税の額が急激に変わると

というようなことが考えられるのか、役場の周辺、今度は市街化区域はほとんどないと思うんですけれども、やはり役場が建ったということで地価が変わってくるということはあるんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問ですけれども、今回の「新」の第8項、規定を改める部分につきましては、固定資産税と同様ということになります。対象も同じということになります。

負担水準の考え方ですけれども、おっしゃられましたように、宅地は負担水準の本則にほぼ到達しているということになっていまして、宅地の地価につきましては、本町は今年度についても、前年度、平均で約2.1%下落はしておりますので、地価自体は下がり、それに伴って税額も下がっているという状況になっております。

それと、地価が急騰している部分というのは、町内においても白坂地区とか、大々的に開発が進んだところになっております。

役場庁舎が建ったことによって税額が引き上がるのかということですが、役場が建ったからといって税額が上がるというようなことにはなりません。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田みさおです。

ただいま議題になっております都市計画税条例の改定についてですが、やはり新型コロナによって景気低迷のときに土地に関わる税金を低く抑える、前年並みに抑えるという規定が、今年度については本則よりも低く、2.5%と半分に抑えるとは言うものの撤廃されるわけで、上がるということになります。これについてはもう少し新型コロナに関する影響を見定める

必要があると思いますので、反対をいたします。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、報告第2号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

次に、日程第16、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、報告第3号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

次のページをご覧ください。

専決処分書であります。井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件。井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数1977ページ、第2条、課税額の規定及び例規ページ数1983ページ、第23条、国民健康保険税の減額の規定でありまして、地方税法等の一部改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税

限度額について改めるものであります。

次に、3ページをご覧ください。

例規ページ数1987ページ、附則第9項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でありまして、地方税法等の一部改正に伴う条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1項、施行期日の規定であります。この条例は令和4年4月1日から施行する。

第2項、適用区分の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

2ページですが、課税額の限度額がそれぞれ基礎課税分と、それから後期高齢者支援金等の課税額等で限度を引き上げることですけれども、これはもちろん増税になるわけですけれども、それぞれ基礎分と後期高齢者の分で何世帯がこの引上げの対象になりますか。そして、その影響額はそれぞれ幾らで合計幾らですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） ただいまのご質問でございますが、医療分につきましては、限度額超過世帯というのは7世帯でございます。それから、後期高齢者支援金分につきましては9世帯でございます。

この数字につきましては、令和4年度はこれから当初賦課してまいりますので、今の数字は令和3年度の数値でございます。

それからあと、影響額につきましては、医療分と支援金分を合わせて23万円の増ということでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これですべての質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) ただいま議題になっています国民健康保険税条例の改定について、反対の立場で討論します。

最高限度額を支払う世帯というのは収入が多いではないかという方があるかもしれませんが、やはりぎりぎりのラインでそのように最高額に達する、あるいは人数が多いというようなことで、子どもも含めて人数が多いことで最高額に達するというような世帯もあります。最高額だから別にどんどん引き上げて構わないということにはならないと思います。

23万円といえども、1世帯で両方合わせて一気に3万円上がるという世帯もあるわけで、コロナ禍で皆さん生活が大変だとあえいでおられる中で、この引上げは行うべきではないと考えますので、反対します。

議長(西島寛道) ほかに討論ありますか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これですべての討論を終ります。

これから、報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

次に、日程第17、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) それでは、報告第4号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、令和3年度井手町一般会計補正予算（第8回）でございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。令和3年度井手町一般会計補正予算（第8回）。令和3年度井手町の一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2,225万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億585万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、5ページをご覧ください。

第2表、地方債補正でございます。起債の目的、1目総務施設整備事業債、今回50万円を減額いたしまして、限度額を4億4,900万円とするものであります。4目臨時財政対策債、今回1億390万円を減額いたしまして、限度額を2,000万円とするものであります。5目教育施設整備事業債、今回560万円を減額いたしまして、限度額を6,630万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。2款地方譲与税、補正前の額2,637万7,000円、補正額267万9,000円、計2,905万6,000円であります。

3款利子割交付金、補正前の額70万円、補正額4万円、計74万円であります。4款配当割交付金、補正前の額500万円、補正額219万2,000円、計719万2,000円であります。

5款株式等譲渡所得割交付金、補正前の額500万円、補正額336万2,000円、計836万2,000円であります。

6款法人事業税交付金、補正前の額900万円、補正額503万1,000

0円、計1,403万1,000円であります。

7款地方消費税交付金、補正前の額1億8,200万円、補正額1,175万5,000円、計1億9,375万5,000円であります。

8款自動車取得税交付金、補正前の額1,000円、補正額1,000円、計2,000円であります。

9款環境性能割交付金、補正前の額300万円、補正額59万3,000円、計359万3,000円あります。

10款地方特例交付金、補正前の額1,000万円、補正額234万1,000円、計1,234万1,000円あります。

11款地方交付税、補正前の額15億5,000万円、補正額4億624万3,000円、計19億5,624万3,000円あります。

12款交通安全対策特別交付金、補正前の額70万円、補正額13万4,000円の減、計56万6,000円あります。

15款国庫支出金、補正前の額9億2,707万5,000円、補正額3,914万4,000円の減、計8億8,793万1,000円あります。

16款府支出金、補正前の額2億7,425万3,000円、補正額7,959万1,000円、計3億5,384万4,000円あります。

18款寄附金、補正前の額788万6,000円、補正額51万4,000円、計840万円あります。

19款繰入金、補正前の額12億8,771万1,000円、補正額2億9,014万7,000円の減、計9億9,756万4,000円あります。

20款繰越金、補正前の額1,399万9,000円、補正額3億4,733万7,000円、計3億6,133万6,000円あります。

22款町債、補正前の額8億490万円、補正額1億1,000万円の減、計6億9,490万円あります。

以上、歳入合計、補正前の額60億8,360万5,000円、補正額4億2,225万4,000円、計65億585万9,000円あります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款議会費、補正前の額6,159万円、補正額111万円の減、計6,048万円、財源内訳といたしまして、一般財源の111万円の減であります。

2 款総務費、補正前の額 1 億 7 億 8, 990 万円、補正額 5 億 5, 780 万 1, 000 円、計 2 億 3 億 4, 770 万 1, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 6 億 1 億 2 万 2, 000 円、地方債の 5 億 0 万円の減、その他の 2 億 1, 765 万 3, 000 円の減、一般財源の 7 億 6, 983 万 2, 000 円であります。

3 款民生費、補正前の額 1 億 3 億 1 億 3 万 1, 000 円、補正額 3, 777 万 3, 000 円の減、計 1 億 2 億 6, 357 万 8, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2, 789 万 8, 000 円、その他の 3 億 0 万円の減、一般財源の 6, 537 万 1, 000 円の減であります。

4 款衛生費、補正前の額 3 億 9, 793 万 8, 000 円。補正額 4, 140 万円の減、計 3 億 5, 653 万 8, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1, 884 万 5, 000 円の減、一般財源の 2, 255 万 5, 000 円の減であります。

6 款農林水産業費、補正前の額 8, 028 万 2, 000 円、補正額 70 万 5, 000 円の減、計 7, 957 万 7, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 60 万円、その他の 29 万 8, 000 円の減、一般財源の 1 億 0 万 7, 000 円の減であります。

7 款商工費、補正前の額 7, 828 万 1, 000 円、補正額 1, 555 万円の減、計 6, 273 万 1, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2 億 4 億 9 万 9, 000 円、その他の 5 億 0 万円の減、一般財源の 1, 304 万 9, 000 円の減であります。

8 款土木費、補正前の額 7 億 4, 876 万円、補正額 6 億 9 万円の減、計 7 億 4, 186 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 5 億 8 万 3, 000 円、その他の 3, 316 万 8, 000 円の減、一般財源の 2, 046 万 5, 000 円であります。

9 款消防費、補正前の額 2 億 4, 843 万 1, 000 円、補正額 1 億 0 5 万円の減、計 2 億 4, 738 万 1, 000 円、財源内訳といたしまして、その他の 1 億 3 万円の減、一般財源の 2 万円の減であります。

10 款教育費、補正前の額 4 億 5, 617 万 1, 000 円、補正額 2, 605 万 9, 000 円の減、計 4 億 3, 011 万 2, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2, 637 万円、地方債の 5 億 6 万円の減、その他の 2, 227 万円の減、一般財源の 1, 455 万 9, 000 円の減であ

ります。

11 款災害復旧費、補正前の額 280 万 3,000 円、補正額 100 万円の減、計 180 万 3,000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 100 万円の減であります。

12 款公債費、補正前の額 9 億 1,059 万 7,000 円、補正額 400 万円の減、計 9 億 659 万 7,000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 400 万円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額 60 億 8,360 万 5,000 円、補正額 4 億 2,225 万 4,000 円、計 65 億 585 万 9,000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 4,044 万 7,000 円、地方債の 610 万円の減、その他の 2 億 7,971 万 9,000 円の減、一般財源の 6 億 6,762 万 6,000 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5 番（脇本尚憲） 私の方から 2 点質問させていただきます。

15 ページからの歳出のところでは軒並み減額という形になってはいますが、私の認識ではコロナ禍でイベントや事業などが予算を執行できなかったという内容かと思われそうですが、その中で 15 ページ中段にあります減債基金積立金と教育施設整備基金積立金というのが 5 億円、1 億円と計上されていますが、この減債基金というのはどういったものなのか教えていただきたいと思っております。

もう 1 点、教育施設整備ということですので、教育施設の目的や用途など、何か決まっているものがありましたら教えていただきたいと思っております。お願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず一つ目の減債基金積立金でございますが、こちらにつきましては町債

の償還に必要な財源を確保して、将来にわたる町政の健全な運営に役立てるため、積立てを行う基金となっております。したがって、償還期限の満了に伴う町債の償還額が多額となる年度や、経済事情の変動等により財源が不足する場合において、町債の償還の財源などに有効活用して健全財政を維持していくものと考えております。

次に、教育施設整備基金の積立てにつきましては、教育施設整備の円滑で効率的な執行を図るため基金を設置しているものでございまして、今後小・中学校の老朽化等による改修などの費用として積立てを行い、有効活用するものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 汐見町長。

町長(汐見明男) 減債基金ですけども、この前、6億6,000万円ほど繰上償還したわけです。これから庁舎の建設、ふれあいセンターの建設、これらの借入れがかなり多額になる。ピークで60億円ぐらいの町債残高になるかなと。

これまで私がやってきてピークであったのが平成9年か10年、このときで47億円ほど町債残高があったかと。そのときで6億幾らの公債費、いわゆる借金の返済があって、やっぱり教育や福祉にも影響を及ぼしていました。それよりも多い額がこれから見込まれるわけです。そうなりますと、やっぱり教育や福祉に影響させてはならないと、そのために減債基金に積んで繰上償還をすると、こういうことを目的に積んでいます。

これまででお分かりのように、今回この繰入金、基金の繰入金、例えば13ページで都市開発とか庁舎、これで3億円ほど繰入れしているわけです。今までであれば特別交付税や連携交付金など、国・府から手厚い支援をもらって、年度末に繰入れを戻して、使わずにいたわけです。今回はなかなかそうはいかないということで、こういうことで基金を取り崩して運営すること、これもいわゆる財政運営を、いろいろな今後の財政を考えた措置としてこういうことをやっている。

今、教育施設整備について、企画財政課長が答えましたけれども、新年度予算で学校の空調を予算化して、府内で一番早く空調を入れたものですので、それで老朽化してきているということで、この新年度予算である分の予算を

計上して、改修していく、空調の取替えをしていく。残っている部分で言えば、まだかなりの額がかかるわけで、それらに充当できるようにということで教育施設整備基金、これに1億円を積んでいるということです。

これを積めたのは、先ほど言いましたように基金をこの分を取り崩している部分があるということと、やっぱり行事、コロナでかなり中止をしてきた、それで余ってきている部分、あるいはこれまでどおり国・府から特別交付税や連携交付金、前回以上にさらに上乘せをしてもらった、そういう歳入歳出、こういう関係でこういう額が出て、将来、今言いましたようなところに充当するための財源として基金に計上したということです。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 14ページですが、臨時財政対策債ですけれども、補正前1億2,000万円以上見込んでいたものが1億円以上減額になっているんですけども、これはどういう仕組みでこうなったんですか。

それから、減債基金と教育施設整備基金の積立てについて、今、町長からご説明がありましたけれども、これを積み立てて、減債基金、教育施設整備基金、それぞれ残高は幾らになりますか。

もう1点、新型コロナウイルスのワクチンの関係ですけれども、18ページですが、今、第6波以降、子どもたちの感染がなかなか止まらないという状況になっていますが、毎日のように小学生の感染なんかが町内でも報道されているわけですけど、ワクチン接種の中で、5歳から11歳の子どもについてのワクチン接種も始まったわけですけど、現状どこまでやっているのか。保健センターで集団でやりますということだったんですけども、何回集団で接種されたのか、対象の子どもの何%ぐらいがワクチン接種されたのか、それは2回ですよ。ちょっと確認ですけども、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） ただいまのご質問にお答えいたします。

臨時財政対策債についてでございますが、こちらは地方財政収支の不足額を補填するために自治体が特例として発行してきている地方債でございます。今回、精算に伴いまして取り崩す不足額がなかったため、この額を減額

しているところでございます。

続きまして、基金の積立てにつきましては、まず教育施設整備基金の令和4年3月末現在の残高でございますが、3億2,898万2,942円となっております。

続きまして、減債基金でございますが、こちらにつきましては、令和4年3月末現在、7億5,030万7,078円という状況でございます。

ただいまの申し上げた数字につきましては、今回の専決処分の金額を足した金額でお答えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) 新型コロナワクチンの小児接種でございますけれども、まず集団接種につきましては、昨年度は1回、今年度は1回実施しております。あと、個別接種でも一部実施しておりますので、接種された方につきましては、全体対象者約300人中約17%の人数ということになっております。

2回接種された方につきましては、今年度になってからですけども、12人でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

次に、日程第18、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島理事。

理事(中島一也) それでは、報告第5号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第4回)であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第4回)。令和3年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算(第4回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,603万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億225万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

3ページをお開き願います。第2表地方債補正であります。

起債の目的、下水道事業債、今回300万円を減額いたしまして、限度額1億1,150万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わりありません。

次のページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。なお、今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

まず歳入であります。1款使用料及び手数料、補正前の額1億5,223万8,000円、補正額400万円、計1億5,623万8,000円。

2款国庫支出金、補正前の額5,250万円、補正額400万円の減、計4,850万円。

3款繰入金、補正前の額2億450万5,000円、補正額3,321万5,000円の減、計1億7,129万円。

4款繰越金、補正前の額1,000円、補正額1,202万9,000円、

計 1, 203 万円。

5 款諸収入、補正前の額 454 万 5, 000 円、補正額 184 万 5, 000 円の減、計 270 万円。

6 款町債、補正前の額 1 億 1, 450 万円、補正額 300 万円の減、計 1 億 1, 150 万円。

以上、歳入合計、補正前の額 5 億 2, 828 万 9, 000 円、補正額 2, 603 万 1, 000 円の減、計 5 億 225 万 8, 000 円であります。

次に、歳出であります。1 款総務費、補正前の額 1 億 4, 206 万 9, 000 円、補正額 1, 817 万 1, 000 円の減、計 1 億 2, 389 万 8, 000 円、財源内訳といたしまして、その他 822 万円の減、一般財源 995 万 1, 000 円の減であります。

2 款事業費、補正前の額 1 億 5, 758 万 3, 000 円、補正額 786 万円の減、計 1 億 4, 972 万 3, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金 400 万円の減、地方債 300 万円の減、一般財源 86 万円の減であります。

3 款公債費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他 2, 821 万円の減、一般財源 2, 821 万 5, 000 円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 5 億 2, 828 万 9, 000 円、補正額 2, 603 万 1, 000 円の減、計 5 億 225 万 8, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金 400 万円の減、地方債 300 万円の減、その他 3, 643 万 5, 000 円の減、一般財源 1, 740 万 4, 000 円。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第 5 号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

議長(西島寛道) 次に、日程第19、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、報告第6号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

それでは、次のページをご覧ください。

専決処分書であります。工事請負契約変更の件。工事請負契約変更について、別紙のように定める。上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の変更につきましては、新庁舎等計画地の造成工事における工事請負額を精査した結果、契約金額に変更が生じたものであります。

それでは、次のページをご覧ください。

工事請負契約変更の件。井手町新庁舎等計画地造成工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、1、契約の対象。3井総第3号、井手町新庁舎等計画地造成工事。2、変更契約金額。金1億5,619万6,700円。うち取引に係る消費税額、金1,419万9,700円。3、今回変更による減額。金455万1,800円。うち取引に係る消費税額、金41万3,800円。4、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井12-1、ヤマダ・栄建特定建設工事共同企業体、株式会社ヤマダ、代表取締役、山田敬幸。

5、契約の方法。一般競争入札による契約。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第6号、専決処分の報告についてを終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時43分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいま、各委員会の委員長から閉会中の継続調査の申出がありましたので、日程第20として追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、日程第20として議題とすることに決定しました。

日程第20、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。

よって、これをもちまして令和4年5月井手町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時45分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 木 村 武 壽

議 長 西 島 寛 道

署名議員 脇 本 尚 憲

署名議員 木 村 武 壽